

淀川水系の情報共有に関する協定書

国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所長（以下「甲」という。）と向日市長（以下「乙」という。）は、水文情報、映像情報及び河川管理施設情報など淀川水系に関する情報（以下「水系情報」という。）を甲と乙との間で共有することについて、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が収集・処理した水系情報を甲と乙との間で共有し、相互に利用することにより、また必要に応じて住民等に提供することにより、災害による被害の軽減と淀川水系の円滑な管理に資することを目的とする。

（共有する水系情報）

第2条 共有する水系情報は、別紙のとおりとする。ただし、その詳細については、甲及び乙の今後の施設の整備等を踏まえ、その都度調整するものとする。

2 情報共有は常時行うものとする。

3 共有した水系情報は、第1条の目的に使用するものとし、それ以外の目的には使用しないものとする。

4 甲及び乙は、提供する水系情報が適切でないと判断した場合には、その一部又は全部の提供を停止することができる。

5 本協定の締結後に提供する水系情報に変更が生じる場合には、適宜甲及び乙で協議を行い、別紙の内容を見直すものとする。

（共有した情報の第三者への提供）

第3条 共有した水系情報を住民等の第三者に提供する場合には、情報提供元の下承を得るものとする。

2 第三者への情報提供の責任は、情報を提供する者が有する。

（共有した情報の責任）

第4条 甲及び乙は、情報共有によって入手した情報に起因する支障について、乙又は甲の責任を問わない。

2 甲から乙に提供される情報は、リアルタイムデータが主であり、近畿地方整備局で用いる公称値とは異なり、かつ後日、値を修正することがある。

（設備の設置・維持管理）

第5条 本協定に基づく施設の設置・維持管理の責任分界点は、別図のとおりとする。

2 責任分界点から甲側の設備の設置は甲が、乙側の設備の設置は乙が行うものとし、設置及び維持・管理に要する費用は施設を設置した者が負担するものとする。

3 甲及び乙は、互いの相手方及び第3者に損害を与えないよう、本協定に基づく設備の設置、維持管理を行うものとする。

万一、相手方及び第三者に損害を与えた場合は、甲又は乙の責任において一切を解決するものとする。

4 甲又は乙の敷地内に設置する設備の設置場所を提供するための費用及び設備を運用するための費用（電気料金等）は、設備の設置されている敷地管理者の負担とする。

（セキュリティ対策）

第6条 甲及び乙は、双方の情報資産を不正なアクセス等から保護するため、情報資産へアクセス制御、ネットワーク制御、ネットワーク管理、ファイヤーウォールの設置等の必要な対策を実施するものとする。

(設備の障害時等の取り扱い)

第7条 甲及び乙は、設備の障害等を発見した場合、情報セキュリティ侵害を発見した場合又は維持管理のために設備の一時停止を行う場合には、事前に相手方に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、事後報告で良いこととする。

(意見交換)

第8条 甲及び乙は、この協定の趣旨に鑑み、共有した情報及びその活動状況等について随時意見交換を行うとともに、必要に応じ共有する情報及びそのあり方について見直しを図るものとする。

(協議事項)

第9条 本協定書に記載のない事項が発生した場合及び記載内容に疑義が生じた場合には、甲及び乙で協議を行うものとする。

(協定の改廃等)

第10条 本協定の有効期限は、平成27年3月31日までとする。ただし、甲及び乙のいずれから、本協定の改廃について申し出がないときは、さらに1年継続するものとし当該期間が満了したときも同様とする。

以上協定締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙各自その1通を保有するものとする。

平成26年7月1日

甲 国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所長

乙 向日市長

別紙 共有する情報（協定書第2条関係）

◇淀川河川事務所が提供する情報

【河川管理用水文情報】

- ・テレメータ雨量データ、テレメータ水位データ
- ・テレメータダム諸量
- ・レーダ雨量データ

【河川管理用映像情報】

- ・河川管理用カメラ映像の内、配信可能なもの

【河川管理施設情報】

- ・樋門データの内、配信可能なもの

◇向日市から提供する情報

【河川管理用水文情報】

- ・テレメータ雨量データ、テレメータ水位データ

【河川管理用映像情報】

- ・河川管理用カメラ映像の内、配信可能なもの

【河川管理施設情報】

- ・樋門データの内、配信可能なもの